

生協制度見直し検討会(第2回) 損害保険業界 意見

2006年9月4日

社団法人日本損害保険協会

生協制度見直しに向けた損害保険業界の意見

<p>1. 生協法に基づく共済 について</p>	<p>①生協法に基づく共済事業の特色</p> <ul style="list-style-type: none">・組合員の特性・消費者から見た共済商品選択の視点・農協、中小企業組合との違い・保険業との同一性(連合会組織) <p>②生協制度見直しに関する基本的な考え</p> <ul style="list-style-type: none">・共済制度の本質を踏まえた上での見直しの要否(区域制限、員外利用等)・利用者保護に関する規定を保険業法と同一に
<p>(P2～P3ご参照)</p>	
<p>2. 募集面を中心とした 諸規律の整備</p>	<p>①募集に関する規律を保険業法と同一に</p> <ul style="list-style-type: none">・募集人の資格、登録、教育・禁止行為 ほか <p>②募集時の各種規律の明確化と公表</p> <ul style="list-style-type: none">・行政監督の透明性 <p>③健全性確保に向けた諸規律の整備</p>
<p>(P4～P7ご参照)</p>	

生活協同組合の共済の売上規模について

04年度分（単位：億円）

	会社・共済組織名	正味収入保険料・受入共済掛金	
		全体	(除く生命共済)
1	東京海上日動	18,833	
2	損保ジャパン	13,519	
3	三井住友海上	13,143	
4	全労済	9,646	1,518
5	あいおい	8,278	
6	日本興亜	7,228	
7	全国生協連	3,601	813
8	ニッセイ同和	3,218	
9	富士	2,957	
10	共栄	1,704	
11	日新	1,449	
12	日本生協連	912	不明※
13	警察職員生協	740	17
14	教職員共済生協	721	167
15	自治労共済	459	191
16	朝日	405	
17	ソニー	378	
18	埼玉県民共済生協	317	0

	会社・共済組織名	正味収入保険料・受入共済掛金	
		全体	(除く生命共済)
19	セコム	285	
20	スミセイ	267	
21	エース	247	
22	アクサ	162	
23	三井D	160	
24	電通共済生協	155	90
25	大同	149	
26	セゾン	148	
27	ジェイアイ	130	
28	安田ライフ	109	
29	防生協	89	8
30	全国町村職員生協	76	76
31	全運共済生協	72	61
32	そんぽ24	63	
33	全国大学生協連	60	7
34	明治	57	
35	全国交運共済生協	52	47

出典：「Insurance損害保険統計号16年度決算」、「共済と保険 2005年12月号別冊 共済年鑑」

※網掛けの行は生協を、それ以外の行は損保会社を表しています。

「除く生命共済」欄の数字は、総合共済は生命共済には含まず、年金共済は生命共済として算出しています。

日本生協連は生命・住宅災害共済の内訳が把握出来なかったため「不明」と表記しています。

少額短期保険業者に係る条件・規制(抜粋)

1. 被保険者数	1,000人を超える(保険業法第2条 同法施行令第1条の4)	保険会社も同じ。
2. 保険金額	<p>1被保険者について、保険金額が1,000万円を超えない範囲において下記金額の引受けが出来ます。(保険業法第2条 同法施行令第1条の6)</p> <p> <input type="checkbox"/>死亡保険 300万円 <input type="checkbox"/>第三分野 80万円 <input type="checkbox"/>重度障害保険 300万円 <input type="checkbox"/>特定重度障害保険 600万円 <input type="checkbox"/>傷害死亡保険 300万円 (死亡保険がセットされており重複支払いのされていないものは600万円) <input type="checkbox"/>損害保険 1,000万円 </p>	左記金額を超えた場合保険会社の規制が適用されます。
3. 年間収入保険料	前事業年度の年間収入保険料が50億円以下 (保険業法第272条 同法施行令第38条)	左記金額を超えた場合保険会社の規制が適用されます。
4. その他	<p>保険期間(保険業法第2条 同法施行令第1条の5)</p> <p>損害保険 2年以下、その他の保険(生保、第三分野) 1年以下</p>	左記期間を超える商品の引受を行う場合保険会社の規制が適用されます。

募集に関する保険業法上の主な規制（抜粋）①

項目	内 容	備 考
募集人の登録	<p>第267条 特定保険募集人(生命保険募集人、損害保険代理店又は少額短期保険募集人(特定少額短期保険募集人を除く。))をいう。以下同じ。)は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。</p>	<p>募集人に一定の資質を要求し、違法行為があったときに責任の所在を明確にするためのものです。</p>
募集人の禁止行為	<p>第300条 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員(保険募集人である者を除く。)保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結又は保険募集に関して、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>1 保険契約者又は被保険者に対して、虚偽のことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為（以下一部略）</p> <p>5 保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為</p> <p>6 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、一の保険契約の契約内容につき他の保険契約の契約内容と比較した事項であって誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示する行為（以下略）</p>	<p>左記のほか、告知義務違反を勧める行為、不当な乗換募集、その他契約者の保護に欠ける虞のある行為が保険業法及び施行規則に定められています。</p>
クーリングオフ	<p>第309条 保険会社等若しくは外国保険会社等に対し保険契約の申込みをした者又は保険契約者(以下この条において「申込者等」という。)は、次に掲げる場合を除き、書面によりその保険契約の申込みの撤回又は解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。（以下略）</p>	<p>クーリングオフに関する規定が法定化されているほか、表示の文字ポイントなどの書式指定が施行規則で決まっています。</p>

募集に関する保険業法上の主な規制（抜粋）②

項目	内 容	備 考
所属保険会社等の賠償責任	<p>第283条 所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。</p>	<p>募集人同様、所属保険会社も契約者に加えた損害賠償の責めを負います。</p>
顧客に対する説明	<p>第100条の2 保険会社は、その業務に関し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。</p>	<p>内閣府令や監督指針では、適合性原則を守るための社内規則の整備などが保険会社に義務付けられています。</p>
立入検査（監督）	<p>第305条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定保険募集人又は保険仲立人に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p>	<p>保険業法では保険会社の立入検査、業務改善も規定され、検査については「検査マニュアル」で定められています。</p>
業務改善（監督）	<p>第306条 内閣総理大臣は、特定保険募集人又は保険仲立人の業務の運営に関し、保険契約者等の利益を害する事実があると認めるときは、保険契約者等の保護のため必要な限度において、当該特定保険募集人又は保険仲立人に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	<p>この他に募集人の登録の取り消し、業務停止命令についても保険業法に規定されています。</p>

損害保険募集に関する金融庁の監督指針(抜粋)

①適正な損害保険募集態勢の確立

項目	内 容	備 考
募集人の登録関係	<p>損害保険募集人が保険契約者の利益を害することが無いよう、損害保険会社は損害保険募集人の適正な保険募集態勢を確保する必要がある。</p> <p>このため、以下のような点について、損害保険会社の取り組み状況等を確認する必要がある。</p> <p>(1)損害保険募集人の採用・委託・登録(届出)</p> <p>①保険募集を専ら行う社員の採用、損害保険代理店の委託に当たって、その適格性が審査されているか。審査基準が整備されているか。(以下略)</p>	<p>保険の勧誘や勧誘を目的とした保険商品の内容説明をする場合等は登録・届出が必要です。</p>
代理店の教育等	<p>(2)損害保険代理店等の教育・管理・指導</p> <p>①募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備(顧客情報の適正な管理を含む。)等について、指導基準が明確化され、所属代理店に対して教育、管理、指導が適切に行われているか。</p> <p>また、育成、資質の向上を図るための措置が講じられ制度化されているか。(以下略)</p>	<p>教育・管理についても基準を明確化し、実効性を確保できているかがポイントとなります。</p>
重要事項説明	<p>(2)法第300条第1項第1号関係</p> <p>①保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げる場合は、保険契約の種類及び性質等に応じて適正に行われているか。</p> <p>②重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報(以下、「契約概要」という。)と顧客に対して注意喚起すべき情報(以下、「注意喚起情報」という。)について、分類のうえ告げられているか。(以下略)</p>	<p>重要事項の内容について明確化され、伝達方法についても監督指針で明確化されています。</p>

損害保険募集に関する金融庁の監督指針(抜粋)

②顧客に対する説明責任

項目	内 容	備 考
募集人等の教育に関する体制整備	<p>(1)規則第53条から第53条の10までに規定する措置などが適正に実施されているか。</p> <p>(2)規則第53条、第53条の4、第53条の6および第53条の8から第53条の10までに規定する措置について、職員並びに営業職員及び募集代理店に対する教育、指導を行う体制が整備されているか。</p> <p>(3)当該措置について、職員並びに営業職員及び募集代理店の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。</p> <p>(以下略)</p>	<p>保険会社の業務運営に係る措置について、保険業法、同法施行規則などの実効性を確保する社内規則、体制整備について明確化されています。</p>
重要事項説明等に関する体制整備	<p>(14)規則第53条の7に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。</p> <p>(中略)</p> <p>①当該書面において、顧客に対して、保険会社における苦情・相談の受付先を明示するとともに、保険会社との間で苦情の解決が図れない等の場合は、当該保険会社が所属する協会(社団法人生命保険協会、社団法人日本損害保険協会、外国損害保険協会)の苦情・相談の受付先等に対して、苦情・相談の申立てをすることができる旨が明示されているか。</p> <p>②当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とされているか。</p> <p>イ. 文字の大きさや記載事項の配列等について、顧客にとって理解しやすい記載とされているか。</p> <p>(以下略)</p>	<p>例えば、文字の大きさを8ポイント以上とすること、文字の色、記載事項について重要度の高い事項から配列する、グラフや図表の活用などの工夫にも言及されています。</p>